

栃木県スマート土地利用型農業研究会規約

第1 名称

この研究会は、「栃木県スマート土地利用型農業研究会（愛称：スマ“とち”研究会）」（以下、「研究会」という。）と称する。

第2 目的

農業者、農業関係機械等のメーカー、研究機関、関係団体、金融機関等が交流・連携し、新技術の開発・導入を通じて省力化・低コスト化を推進することにより、本県の土地利用型農業の振興を図ることを目的とする。

第3 事業

研究会は、第2に掲げる目的を達成するため以下の活動を展開する。

- 1 会員間の交流、情報交換の場の提供
- 2 新技術の開発・導入による省力化・低コスト化の推進
- 3 革新的技術に関する情報提供
- 4 その他、目的の達成に資する事業

第4 会員

- 1 会員は、第2の目的に賛同する県内の農業者並びに個人、団体、企業等とする。
- 2 入会を希望する者は、別紙申込書により第5に定める事務局に申し出るものとする。

第5 事務局

研究会の事務局は、栃木県農政部生産振興課に置く。また、事務局長に生産振興課長を充てる。

第6 会費

会費は、無料とする。ただし、事業の実施に伴う参加負担金等は、その都度徴収する。

附則

この規約は、平成28年7月19日より施行する。なお、平成32年度末をもって本規約は失効する。